

② 事業内容

固定資産台帳への登録は各所属から経理課への「精算書」の提出により、固定資産台帳へ登録する。

登録情報は、事業所名称・資産の種別・資産名称・数量・单位名称・取得年度・耐用年数・取得価格・帳簿原価・帳簿価額・所在地名称などである。

詳細は別添「固定資産台帳の処理に係る規程について」参照。

「精算書」は固定資産台帳への登録内容を経理課が確認するために利用している。

資産の振り分けについては基本的には耐用年数ごとに行っている。精算額の集計については主たる工事の設計書を参照し、機器費などの明確に金額を振り分けられる分野で集計した後に、工事費や一般管理費などの共通費用を集計済金額の比率で按分している。

補助金等については当該精算に係る補助金等の合計額を各資産の補助対象金額の比率で按分している。

建設諸経費とは事務費のことを指し、当年度における建設仮勘定に計上された各工事と各委託の金額を分子とし、それらの合計を分母としている。これに建設諸経費の決算額を乗じたものを各工事及び委託への配賦額としている。

1つの工事で複数の固定資産を取得する場合は更に精算案件ごとに、建設諸経費配賦前の各資産の精算予定額を分子とし、それらの合計を分母としたものに乗ずることで各資産に割り振りをしている。

固定資産台帳の処理に係る規程について

千葉県企業局財務規程第7条において、固定資産台帳を会計帳簿として保管し整理することを定めており、貸借対照表・損益計算書等の作成を適正に行うために必要な情報を記載することを主目的としています。

1 固定資産台帳と工事との関係について

(1) 建設工事【資本的支出】

新設工事、更新工事、増設・改良工事（耐震化補強、長寿命化等）

→資産価値（固定資産台帳の帳簿価額）に影響する

→一時的に工事費等を建設仮勘定として管理（規程第119条第1項）

(2) 維持、修繕等に係る工事【収益的支出】

単なる能力の維持に資するもの（雨漏りの修繕、災害復旧工事等）

→資産価値（固定資産台帳の帳簿価額）に影響しない

→営業費用として執行（規程第121条）

2 建設工事【資本的支出】に係る固定資産台帳の処理について

(1) 精算（供用開始）

①精算書等の作成・経理課への提出（規程第117条）

②建設仮勘定→固定資産勘定の振替（規程第119条第2項）

③固定資産台帳に記帳整理（規程第108条、第119条第3項）

(2) 減価償却

耐用年数に応じて営業費用を計上（地方公営企業法施行規則第15条）

→現物の老朽化の状況とは関係なく法定の耐用年数により実施

(3) 除却

①財産の撤去等を除却報告として経理課に提出（規程第125条）

②固定資産台帳への反映（規程第107条）

③資産減耗費（除却損）等の計上

千葉県企業局財務規程（抜粋）

（帳簿）

第七條 次の表の上欄に掲げる職員は、それぞれ当該中欄に掲げる事業ごとに当該下欄に掲げる帳簿を備えて保管し、その所管に係る事項を整理しなければならない。

保管者	事業	会計帳簿の名称
各課長	水道事業	固定資産台帳（別記第六号様式）
	工業用水道事業	固定資産台帳
	造成土地管理事業	

（価額の削減）

第一百七條 固定資産の全部又は一部を除去する場合において、除去すべき帳簿価額は、除去部分に対応する価額とする。

（増設改良による価額の増加）

第一百八條 当該固定資産に増設又は改良を施した場合は、当該増設又は改良に要した経費を加算した額をもつて当該固定資産の価額とする。

（建設工事の精算）

第一百七條 課長及び所長は、その所管に属する建設工事が完成した場合は、速やかに工事費の精算を行い、水道事業にあつては工事精算書（別記第八十六号様式）を、工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては資産の名称、数量及び単位、精算勘定科目、精算額並びに長期前受金額を明示した書類を作成しなければならない。

（建設仮勘定）

第一百九條 建設工事は、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

- 2 経理課長は、建設仮勘定に計上された工事が完成したときは、建設事務費その他の経費を配賦した上、水道事業にあつては振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならないが、工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならない。
- 3 経理課長は、前項の振替調書兼振替伝票又は振替伝票により固定資産台帳に記帳整理しなければならない。

(維持補修等の経費)

第二百一十一条 固定資産の維持、補修及び撤去に要した経費は、営業費用とする。

(除却報告)

第二百五条 課長及び所長は、事故又は撤去等により固定資産から除却するものについては、固定資産除却報告書(別記第九十号様式)を作成し、経理課長を経由して局長の決裁を受けなければならない。

地方公営企業法施行規則(抜粋)

(有形固定資産の減価償却額)

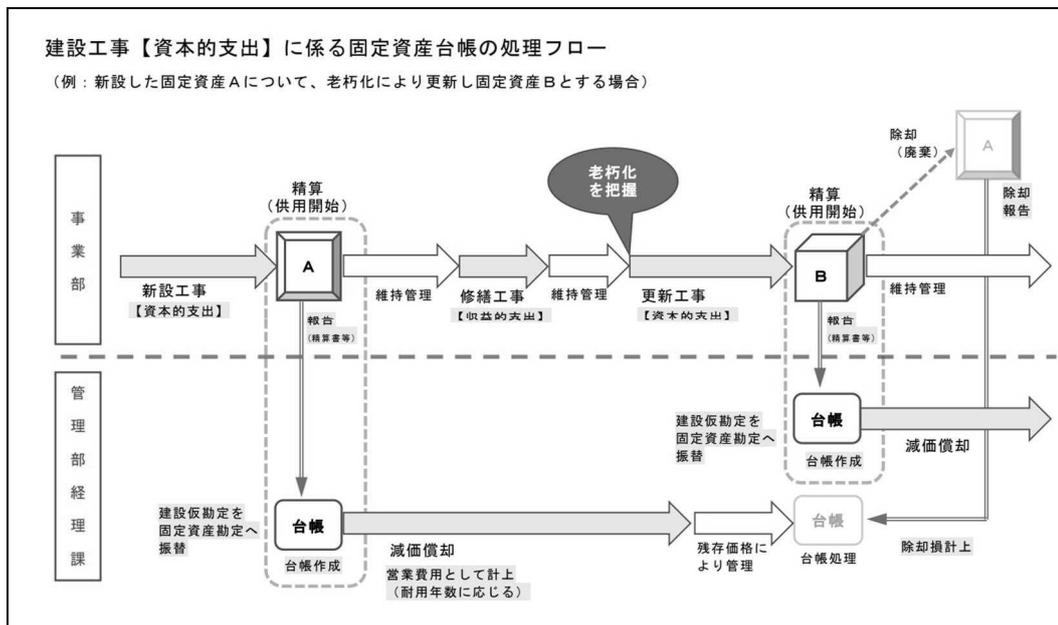
第十五条 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合にあつては…(略)…、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。

別表第二号(第十四条及び第十五条関係)

有形固定資産の耐用年数

種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)
構築物	水道用又は工業用水道用のもの	取水設備	四〇
		導水設備	五〇
		浄水設備	六〇
		配水設備	六〇
		配水管	四〇

固定資産台帳の処理を図示すると次のようになる。



(2) 手続

固定資産管理システム操作手引書（工業用水道事業）、工事検査実施通知書、振替回議書、精算書、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 固定資産台帳へのデータ入力について（意見）

【現状・問題点】

知事部局では、資産経営課が表計算ソフトによる調査を行い現物管理する部署が資産情報を入力・回答している。そのデータを資産経営課がチェックし、修正入力後のデータをインフラ資産管理システムに取り込む処理を行っているため、データ入力者とデータチェック者が異なっており、牽制機能が働いている。

企業局上水道事業では、現物管理する部署が固定資産管理システムにデータ入力を行うことで出力される各種報告書を経理課が確認の上、各部署で入力されたデータを確定させる形で固定資産台帳登録を行っているため、データ入力者とデータチェック者が異なっており、牽制機能が働いている。

これらに対し、企業局工業用水道事業では、現物管理をする部署が、関係工事の設計書や契約書等を基に「精算書」を表計算ソフトで作成したものを経理課に提出し、経理課にて「精算書」の内容をチェック後、経理課が固定資産台帳システムにデータ入力を行っているため、データ入力者とデータチェック者が同一となっており、牽制機能が働いているとはいえない状況にある。

経理課がデータ入力をし、経理課が入力チェックをする、という事務手続では、経理課への負担が大きく、かつ、自己点検となってしまう、統制が弱くなってしまう可能性がある。

【結果（意見）：管理部経理課】

現物管理をしている各事務所ではなく、各事務所から収集したデータを基にデータ入力、データ入力チェックを経理課が行う運用は、経理課の負担が大きく、入力データの信頼性が脆弱となる可能性があるため、データ入力と入力チェックを行う部署を分けることを要望する。

1 6 工事等の債務負担行為に係る伝票処理（工業用水部）

（1）概要

工業用水道事業の固定資産管理システムは、土地台帳、建物台帳、構築物等台帳、地上権等台帳、有価証券等台帳、リース資産台帳を持ち、固定資産台帳にあたる機能は、「固定資産減価償却」機能で「建物台帳、構築物等台帳、地上権等台帳」に対し、減価償却処理・印刷・再印刷・財務システムへの振替回議用データを作成するものとなっている。

具体的な運用は以下のように行っている。

- ① 詳細なデータは各台帳に登録されていて、そのデータを基に財務システムに登録する単位ごとにまとめた（台帳番号が最小単位）振替回議用データを生成するため、紐付けは固定資産管理システムでできている。
- ② 「精算書」は各事務所にて固定資産管理システムのデータを基に作成されるもので、経理課がそれを基に固定資産台帳の登録内容のチェックを行っている。「精算書」は表計算ソフトで作成しており、それを基に経理課が建設仮勘定から固定資産勘定への振替を行い、振替伝票により記帳整理している。
- ③ 固定資産台帳の登録単位は、「各事務所の判断により一部除却が見込まれる場合に、設備の所在する棟ごとに資産を振り分けている例もある」ものの、現物との対応関係は明確であり、各台帳と固定資産台帳の整合性について問題は生じない。

④ 各台帳ごとに、修正、除却登録されるので、そのデータを基に、固定資産台帳の修正、除却も紐付けられて登録される。

工水会計の固定資産管理システムと財務システムは紐付け機能がなく、それぞれ別個で登録している。唯一、減価償却のみ固定資産管理システムで減価償却した結果を財務システムに転記（振替回議書データを作成）することができるが、あくまで事務作業短縮のための転記機能であり、相互のデータの整合性をとる機能はない。

「精算書」を基に振替回議書を起票しているため、取得する固定資産が複数の場合は、その金額を1つの振替回議書にまとめて起票している。

具体的には、減価償却費は、固定資産管理システムで計算しているため、財務システムと紐付けする必要がなく、除却時に財務システム上のどの資産を削除するのかは、各事務所が固定資産管理システムで管理しているものがどの「精算書」で報告した資産かを把握して紐付けをしている。

各事務所が表計算ソフトで作成した除却報告書を基に、経理課がそれぞれのシステム（固定資産管理システム・財務システム）に登録している。

各事務所では固定資産管理システムの情報のみを把握しており、固定資産取得（台帳作成）後の財務システムでの処理は経理課が行っているため、事務所はそれについて把握していない。

また、「精算書」の作成は以下のように行っている。

精算額の集計については主たる工事の設計書を参照し、機器費などの明確に金額を振り分けられる分野で集計した後に、工事費や一般管理費などの共通費用を集計済金額の比率で按分している。

補助金等については当該精算に係る補助金等の合計額を各資産の補助対象金額の比率で按分している。

建設諸経費とは事務費のことを指し、以下の①の作業を行い、各資産へ配分している。

① 建設諸経費の全体額を各工事・委託へ割り振る

当年度における建設仮勘定に計上された各工事と各委託の金額を分子とし、それらの合計を分母とし、これに建設諸経費の決算額を乗じたものを各工事及び委託への配賦額としている。

1つの工事で複数の固定資産を取得する場合は更に②の作業を行い、各資産へ配分する。

② ①で割り振ったものを各資産へ割り振る

精算案件ごとに、建設諸経費配賦前の各資産の精算予定額を分子とし、それらの合計を分母としたものに乗ずることで各資産に割り振りをしている。

(2) 手続

簿冊内の各支払伝票、精算書、固定資産台帳、振替回議書等、を入手し、固定資産台帳のデータを財務システムに仕訳処理するプロセスを理解し、計上額の適切性を検討した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項を述べることとする。

① 工事等の債務負担行為に係る伝票処理について（指摘）

【現状・問題点】

令和3年5月27日付で管理部経理課長から発出されている企管経第332号「工事等の債務負担行為に係る伝票処理について（通知）」において、「令和4年度以降に契約を締結する債務負担行為に係る支出予算については、当該年度の支払限度額ではなく出来高予定額で予算要求」することとなっておりますが、「令和3年度以前に契約した債務負担行為については、従来どおりに伝票を処理いただき、また、支払限度額にて予算要求を」するようとなっております。

したがって、令和4年度以降は、契約締結が令和3年度以前の債務負担行為に係る伝票処理では、支払限度額で予算要求をし、令和4年度以降のものでは、出来高予定額で予算要求をし、未払金が生ずる、という2種類の処理がされている。

この企管経第332号では、以下のような設例を示している。

工事名：	修繕工事				
契約金額：	440万円（消費税額40万円）				
契約期間：	令和4年4月1日から令和7年3月20日				
支払限度額：	令和4年度99万円、令和5年度99万円、令和6年度242万円				
出来高予定額：	令和4年度110万円、令和5年度110万円、令和6年度220万円				
	予算	修繕費	現預金	仮払消費税等	未払金
<令和4年度>	990,000	900,000	-990,000	90,000	
	110,000	110,000			110,000
合計：	1,100,000	1,010,000	-990,000	90,000	110,000
<令和5年度>	990,000	900,000	-990,000	90,000	
	110,000	110,000			110,000
合計：	1,100,000	1,010,000	-990,000	90,000	110,000
<令和6年度>	2,200,000	1,980,000	-2,200,000	220,000	
	0		-220,000		-220,000
合計：	2,200,000	1,980,000	-2,420,000	220,000	-220,000
総合計：	4,400,000	4,000,000	-4,400,000	400,000	0

出典：企管経第332号の設例に基づき監査人作成

この処理を仮払消費税等の観点で集計すると次のようになる。

	出来高予定額	対応消費税額	消費税計上差額
<令和4年度>			
合計：	1,100,000	100,000	-10,000
<令和5年度>			
合計：	1,100,000	100,000	-10,000
<令和6年度>			
合計：	2,200,000	200,000	20,000
総合計：	4,400,000	400,000	0

この設例は修繕工事ということであるが、固定資産取得に係る工事であっても同じであり、このことから、完成前の年度における未払金に対応する建設仮勘定計上額は仮払消費税等の金額だけ過大に計上されていることがわかる。逆に言うと、仮払消費税等が計上されていない。

【結果（指摘）：管理部経理課】

建設仮勘定に計上する金額は仮払消費税等の金額を控除した金額を計上する必要がある。